

計算書類に対する注記

社会福祉法人 ひまわり保育園

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

①建物、構築物並びに器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②ソフトウェア

ソフトウェアについては期間（5年）を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

③リース資産

該当なし

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(6) 税効果会計の適用について

該当なし

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

加入条件を満たす全職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号の一様式、第二号の一様式、第三号の一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号の二様式、第二号の二様式、第三号の二様式)

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号の一様式、第二号の一様式、第三号の一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号の二様式、第二号の二様式、第三号の二様式)
当法人では、社会福祉事業のみを行っているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号の三様式、第二号の三様式、第三号の三様式)
当法人では、拠点が1つのみであるため作成していない。
- (4) ひまわり保育園拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (5) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸)) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
「本部」
「ひまわり保育園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	18,023,908	0	0	18,023,908
建物	193,663,603	1,369,500	10,832,444	184,200,659
合 計	211,687,511	1,369,500	10,832,444	202,224,567

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	18,023,908円
建物(基本財産)	184,200,659円
計	202,224,567円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	34,800,000円
計	34,800,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	213,916,377	29,715,718	184,200,659
構築物	10,102,281	1,962,026	8,140,255
器具及び備品	18,182,289	10,464,695	7,717,594
合 計	242,200,947	42,142,439	200,058,508

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	8,298,980	0	8,298,980
未収補助金	3,311,252	0	3,311,252
合 計	11,610,232	0	11,610,232

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし